軍用記

七

和書門 類
二五〇八九 號
九六 函
三 架
七 冊

内閣文庫
和書 類
二五〇八九 號
七 冊
一 架
一五四 函

内閣文庫		
番號	和 25089	
冊數	7	(7)
函號	154	1

国立公文書館
National Archives of Japan

軍用記第七

目録

出陣者組　甲役人甲持様
上帯結直　帰陣者組
首實撿　首ノ髪結様
首持出様　首ニ酒為呑
戦場ニテ首懸御目
屋臺有所ニテ首懸御目事
私宅ニテ首見
首桶　首桶ニ首入様

敵ニ首渡様　首請取様
首披露　首札付
首獄門ニ掛　首板
獄門札　首注文
着倒　感状
首切様躰　人ニ令切腹
首并成敗人ニ酒為呑肴組
寛正ノ古例　首日記付時墨研様
首ノ居様　囚人縛縄
囚人請取渡　武具陣所ニ置様
鯨波聲　凱歌

保呂掛時申様
弓持参酒給様
旗竿出入　具足唐櫃出入
六具　五装束
小具足　首ヲ行器ニ入
旗竿折吉凶　弓折吉凶
馬嘶吉凶　武者詞
書状持参　御前通行
鎧着初祝　正月鎧ノ餅　附軍神
正月廿日鎧ノ餅祝

軍用記巻七

伊勢貞丈著
千賀春城補

軍禮の事

出陣の時肴組の事
かりそめに肴を積て出す時は打鮑一ツ搗栗五ツ
二ツも組へし
出陣の時は一に打鮑二に搗栗三に昆布なり是
祝ふてうちかちよろこぶといふ心なる祝なれば
に酌の次第酒の三献流してはじめより打鮑を一偏
なりそれから此の祝ひは一献の内にて事済んでへを

至りて大将物の具をよろひて床机にこしをかけ
かけ白毛を下へおろして纓をかけ白毛の所を如
まへのごとく若党なすべし陪膳給仕の人も皆襷をかけて
仕るべし何もあぐらをかきて事をしむ左右のまへまへ
ハ向べし又左へ見るやうをしむべしそれ左へ見りて
立べし其さまをつくりおもしつゝしんでひて仕るべし
うち喰せりしぜん出陣の時ハ打あはびをとれ左の
手にて持ちそへ太きかたより細き方へ見を有てふとき
所をさとし喰初て上の膳をとりあげ酒を二
度入させて有て其肴ハ打鮑の太の通にも盃べし
掬次にこのち栗の土器中にあるをとりてくひさらく

軍中記にハ二つめの盃の時ハ一度入て加て二度入て加るハ三つめの盃の時なるべし

中の盃にて酒三度入させのミて其盃をもとの盃の
上にかさぬべし一搗次に昆布の両はしをきりて中の所を
切て中をくひ切て下の盃にて三度酒を入させて
呑て其盃を本の所へおくべし一喰終りの
喰かけの昆布ハ膳の左のはしの通りにおくべし
酒を盃に入様ハはじめ二度入て三度めにハ多く
入べし酒ぎしひある人にハ呑様さねぬやうにかし
入魚しいつれもなしく一度入て又ハ一二度入て二度かる
ちべし以上三献三盃にて三く九度の礼となる又は
ちさるべきのしるし祝ハ大将ちるへの礼に候ハちな
一祝終りて中の口へ出るとき中門にて太刀をもちき

矢を負ひ弓杖をつきかくてあるに急なる事あらハ上
弓持なり御式のごとくうけたるを馬の耳二つの
間よりあしらく持べし歩行の時ハ左の肩に弦を外
へあしらく持べし云あひて人の前を通る時ハ弓杖をつき
て弦を外へあしらくいふべし又畏て前を通る時ハ其の
うしろを人の前へあしらくいふべし又貴親の人
に前を附ハ弦を外へあしらくして外所をまへあしらくしてやべし

補筆 侍が者に日若者を二のんあろけの小笠原く小角にきをしきるに
まろ中に向いうるハめうくゝにわ前をまへ後へ手を添二つ種
をいれしきうにきて前へ向き三段のしくふ出る時ハ上人一番に鞄の
むかうき方のさきより中がしてに足を付く尾の方より廣
き方へむかしくひて盃をのむべし手次二献めにろくぐり盃を一つ
くひく酒をのむべき次三献目にこぶの両方のさし盃を
切のけて中をくひて酒をのむべきあり毎度肴ごとの附ハあハ
ひ一のちくぐりてこぶ此ところにくべき事なり家前にてうけん此ほを祝ふ

まハあまでんの九月まで南によりて役人家のつくり様によりて南
へむきがきくハ東へ北むくべき二おを南ハ場の方あり手習入又云
可弱中まうの内一人むかて立べし初献ハゑびくすびとて三段入
て二献めハゑびと一段入て左へまうりてくるつくるを又ゑびくるび
と三段入二おんめハゑびだひと三段入之以上九段二盃を人
まのませ立ぬ之いひむびてやかうく肴をくづしてあけべし弱ハ法
むきをさえてつくだちひまべし本のしきあり
うしろへもてさる蕨の尾の方へゑびて入るハさけを多く
ある也ハ蕨の尾のうろの法師の蕨く

御甲の役人法甲をうけとりて左の手のむかうに
むかへむかひて持せ肩にあてろの端のうへる様に
持べし敵の方へむかへよふに持ての本つけにあまく
まし立
中門にいまたくいまたる附ハ上帯をハ脇にたわめ
て中門を出かく太刀をもその世中附上をひきよく

髻をさるく由
ふるくハ古の人
ハ愁なりあり
髪よみとぞり

さしゑあるべし
帰陣の時ハ肴くさ〳〵
帰陣の時ハ勝て打てよろこぶといふ心之一勝栗二
打鮑三昆布ならびいはふべし打ハ勝りてハ打あはむ
の廣き方を陰にむくべきなり出陣のごとし　補 軍陣聞書ニ日帰陣して
祝の時ハ初献にのちぐりをくひて二献めに鮑の細き方のさ
きをちとしきりて打鮑にてくひて手切めより打て尾の方へくひ
て酒をのむ也三献めにハこんぶの両方のはしをきりのけて中
をくひて酒をのむべきなりあはびのくひやうなだくなりしるし
陣と帰陣と
かはるなり

首実検の事

首の様体　くび仮粧とも云又首装束とも云
髻ハ若より死ぬ心ひとつなり
その髻を申すにハ初よりかみを月代よりくしを

後つかむるをさ
の髻ハ髪の末
中へみせてかみ
これとぐりをみ
そりさげるは
よき府之

つのひごろのくしの二筋にてたてつゝえもとひを構へ
まへくはりたてて結ひ納る也さきハ本どりの時
様のこうしをかけて出陣べからずして又歯を黒めて
るにはハこの様を付けたるべくし首のひまにけ
たるべし　補 貞順記ニ曰首装束の事 額に給ひて髻を
めをとするもとりにはいよくかみを付くゆふくくえもとひ
あり又くびをきらせざることよりまでもゆふ二三まで一旦し
てもとひきるも馬具付法記ニ曰首のこしらへ様
髻をとるくふくさえもとひあり 法様曰ふくさえもとひ
首をとせる其のまゝぞをしきくへそゝぞをとりつき
ハ角をと切りねをしきくへ首そゝぞ打鮑よりハまあつ
くせる之本ハ様末之廣さ八寸四分四寸厚さ九分
足のさき一寸二分計足ハさん足之くりこみくあし

一家堂蔵

箙のふくのさんのぶりハおさへ鎮射まつこと不可すべし
その法を兵附ハ海さめの方をはんへしくもちく之本目を
望ましくもちくるにあり備え攻めハ望みに本めをも又
手向てく継をまもるをえびき継ちくハむハ此由へ
ありそのほか酒のまさるる附も同じ　補考法私書曰笠板の廣さ八寸にて
さんをおすべし其身のごとし笠まくひをさしてつんせうに大将
おのそとをいはまし実名んせ以着ハ白布をうけまくもちくべしる
どもす法にの人のそとハらんまふうけのゆうよ其もあくまでこし
望手極ま居べし大秋頭に白幕ま朝歎又ハ法一家あくばくき笠
うまきへ笠し然ハ半折あき居番あくハすきおかるよまへ笠し其
のそのまるるのふるき其ハぬるでのえふを計くべし春塚日大将
のそハまき大五寸の其のそるき四寸二分の長さにまへつく
二人しるくあるてあうし頼法目あくり省額あ新ま征を
首実検の附大将ハ中門の内まくはいのまるべしと爰
中人ハ門のかへ大将ハ座りぬり又ハ幕のおくあるべし

大将ちち
扇をバ主君
と引合さ
まるなり

しるしとうぶり鎧直垂のよきよろひを着しゆがけを
さしけさやまきをさんし太刀をたてき上帯をしめ弭
末をまちの扇中墨の征矢をさししてさかつくの籐
を負ひ鞍をハ弓よりの方にあるゆうまさしび
らをさきハはくぬきをそろへさきたのへのまハ重籐の弓を
まつざり右のゆゑハ扇をもち床机よりのびをまんぬ
纓をつけ白毛の不をとふまつく着座しうゆふ
べし其法頭をする附の床机をたつべしつゆるくち
ねをつき右のをとハ太刀の柄をおさへて敵よ向ふ
んまして右の方へ敵をそむけたのめぶりまて
其頭とめ両頭して敵ぬきくつけたる太刀をおさへ

弓を左の手にとりて右の手に扇を
ひらき扇をもちて左ハあけさきの日の方をむかふ
し敵ハ月の方をむかふにあしゝく光あかるきにつゝのむ
かふべし くびハ一日は須ちる也二日にハ敵赦あり
又ま向にハ二人敵赦也ありゆみいつくる也 補陸門記に曰胡
敵のそばをまもり（割注）
左方人に拘せしむるにあらしハ右にすきつてまうちて
は左のことさまに持てしきつてもとハ右の方をまもりしぬ
うけく右方のつらまにはをとりくる也は前側條の人く
も皆向りぬり又ハ打越しに鐙虫鐙の上にまよ
ろひを差下し右方をそしく也は肩にあくる人も

くびの左くか
かを清めよこの
けると書る
書あり限るり
先ハ敵對する
法ある先左を
首まうけるゝ

わるし出きまりあし中よくべうしきて皆かたく
べうしきて矢をおく一 実検の作法まじてく戦場の心
ー大将のくびあらバ敵方よりうちびなし一にす
るまのある左いある関ひきびしくまかるるまあり
補 貞明記に曰首對面の時 侍（割注）大将ハ六具
しく冑をも人にもたせ 侍ニ人めしつれば足も六ぐをして
甲をとる記にはニのけ行矢を
對して大将の方に替る也
首を持ていづる時臺を左の手に持右の手にて
もとゝりをにぎり引あげて臺を下に置て持
出くせんする時しこを右の人にあし西むきを
ふせて安座する也扇を下に置て左の手を
バ首の耳に大ゆびを入余のゆびにてもとゞり

よろひ着たる時ハ左の膝をふせておきて足をつまだて居て作法はかくる也たゞし礼をうくる時ハ左のひざをたてる也またあり

△首をさゝえ知るにハ礼をうけの首を披露あるべし

をうへ右の手ハ頬よりはなしくびをこのへ持上て、その
右の手にて髪をつかみ中に捧て右へ向け左へ向け
ぞくなり初法目にかける時ハ右のひざをたて居
てこゝ中々にかゝる時ハ左を甚左におき右に持参する
時のごとく持出して退く也此次の時ハ奏者の大将
に作法にかける人ゝの名は此右の方に居てくびをたく
る人の名字を披露して下に置べし△そのさる名字も
時よりかゝる首ハ何がし
ぞくびなりと云之を披露すべし（何の名）
云べし首のごとんなき時ハ白鼻一のと又ハ左の扇のこ
うしろを表にむけて首の下にうけてのせたる
やくに持出べし　補
軍中記曰頸をつんせや君ひざのへそ
ゆうしあ方を向て居る也頸をも持

わが家ハ其ばかを
ぜんまで申ものん
枝めでしてにま
してもゆるし
首に酒のませ
るより侍大将
のくびのまへ
そがのみは

てかゝるものハ何がしくびハ中さまにて中に見
せ申之事ひざをたて居るといふハよろひ着たる時ハ別人あり佐次第に見
をその手に安坐してつんせ申之武士ハ草生片ひざを立居るを礼
とすれども鎧着てハ主人の前にても左ひざをたてて
安坐を礼とする也佐次第といふハそうだんあるときその
佐次第によき人のくびなど其座に法目にかける也　図
まうゐによるべき

実検すみて中つのおほかいくびを盆又ハ首
桶のふたの上にすゑへ直してそれを敵の方へ向て弓
杖をつき弓のさきにて左右へなんて附の声をあぐる也
後て縁のおきゝ肴台にのせて二ツ重ね向ひにおき
んぶ一つそれを直してくびにまゐらせ跳子持出て置き
たる人首に酒のまさせる也酒の次にせよりこんぶを
てその口にもせて肴の前によりて座上の酒を二度

此ゟ本しその
事ハてさま
かくもいやしめ
きれて本すん
なり
くびをおさめの
方にむきて我
右の方へその
物をうけとむけ
て右の手にて
もとゞりを左
手て右の手て
て酒をのま
せるなん

酒をつがせて首の口よの血ちる程よして盃をお
敵の口さきようつゝがせて盃又本のこんぶをその
口によせ又下の首にも酒二度入させてその口にの
ませる程に也る之二度ツゝ二ツ首に入て以上四度
なり盃二ツあるハ二献之此時銚子の持ようハ左に
留り左の手を出んにして右の星の所を持右
の手ハ長柄の折目を持て左の手の甲のこのこへ
むかうて逆手に酒を入る之酒をいだすに口ハ出る
口なり一從に右の方の口より酒を出すと云ハ
渓なり其子細ハ銚子ハ本ハ片口なり両口に有て
るハ九酒の時左右の人に出しきる時のこなたつくり

ぬるなり出る方のさきにつくりてるにの前へ出で出る方の
時ハてうしの持やうそのまゝだりん酒ハ左の口より
出すべきなり当座にこんぶ一切盃二ツそく其二献のむ
る方左勝手に逆手に酒入る時盃をうつぶせて残の
をのむハ右の方へ左の縁式後に其後ハ小の方へ
をさべし小の字ハはぐるとよむ字にてある右之
東の方へ指へりしぞ筆法に小の方をのむハ此右之
頭足をぬぎ小気定まりても事に首結目につける
ありし時ハたぶさを左の手に引さげてくびの面を
先へなし首をかゝしあをのけて其の右を結束て
中に見結目につける時右左の辺をそへてつくだして

はじめにのぐべき事あり其様に左へ向ひて見る也 補 軍中紀聞
実見きられぬやうにかくうつむけても顔を見はじめにこの時は右
をさしおきての時は顔のかたぶきを右の方に見つきげくるその
面をはんへ向しそ其を少しあふのけて顔の右を見る也 前後
に左右の見ざるやうにうつむきて見る時は肩にかけは〇くび実
左へまはりて見る也 後はくびの右の方は肩にかけて見るべし
様の眼前にて見る事 器役の者刀をよくつきさし帯び武
に[illegible]甲冑を着し出陣の時のごとし器役は
坐敷にて鑓を持又は弓をもちて小具足にて[illegible]又本式
には首実検の時にあげて首を持てその右の方を[illegible]
ぜんへむけ少しあふのけさせ左の方を[illegible]にかへりて帰る
附其のちうらにかけて持ちて首を[illegible]
この時附[illegible]を見せてべさし[illegible]器役にはあきさを[illegible]
つくだ[illegible]本式[illegible]
ならぬちがひあるなどゝ[illegible]

入たるくびは右のかたにて切口をとらへて大指にて耳の
上をよくかくつく鉄は眉 様は胄の星同じ 補 牽徐
閑書曰嘉吉元年赤松大膳大夫満祐法師らうき 慶雲院殿
の実検の時は伊勢守貞国西向にて実検ありて時南方

侍所あり多賀出雲入道所司代職把の時出雲入道より[illegible]を
持せて今持[illegible]一方の[illegible]にしおけして
もとおとをぞよく見よ[illegible]とくだんのまゝ持[illegible]へまはりて
くびをそのまゝ中に持右の方を卒爾に見る左へ向ひて
右の頭を左にむけて[illegible]時より[illegible]右の方を[illegible]
るごとく常例のごとくなし[illegible]〇赤松大膳大夫満祐入道
[illegible]将軍を弑し[illegible]国播磨へ逃籠りしを京
都より討手を向けられ赤松を誅伐しそのくびを京都に
て実検ありし将軍[illegible]院[illegible]公は幼少にて[illegible]
せらるゝ故伊勢守貞国[illegible]政所職をつと
めたりし[illegible]京極家[illegible]がゆゑに京
極の家臣多賀[illegible]京極家をさし
て当家と
云ゝなり

肩衣袴の時は太刀を持て実検を見るものありこれ
は一向思案之 補 古のこれ衣は[illegible]三光院
閑窓記に曰半臂は今肩衣まで有[illegible]
公家元来帯の[illegible]装束の下に半臂と[illegible]
ある也半臂の緒[illegible]その半臂は[illegible]
古のう[illegible]もの[illegible]あり[illegible]半臂の[illegible]
持ちをいふ[illegible]肩衣のごとし[illegible]形

〇〇堂蔵

似たる方なり今の扇形は[illegible]はさとくる也へ筆勢の
あらぢよみたる事はなく只要かゝるなし　尚都教加へし
平人の骨は十のんなかけまでへ通し骨ゆるめに一の目程
大男目安の骨鍍金まで使ふなり又さし
たる骨までゆるく骨は小鼻骨だよりまでも不苦その
骨は太刀までも打刀までも持也又扇をも持べし
大男なほもつともさしてよし位も少し骨をは右の方をこ
せ申べきこと
合戦の場まで人衆の骨は始めにかくる時は骨より　扇
まきたることもあるべく
屋蓋ある所まで人衆のくびは始めにかける時はさらそ
しまは後きる処よ一の然は目なり

和完までそのんせ中骨はよろかんなてれ之骨至は目安
又小鼻骨なるもまくのんせ中ことにあり是は定法ある
べからさること
首をの実採録て持るのもあり檄はまへのけるも
又は桶にへるく鹿の方へ送ることもあり其骨その
その形よりて細によるなり
首をかけのこしらへやう高さ一尺二寸口の広さ八寸
かけ物にしてこのふせぶたく蓋の上へ書文字は卍と
また結の骨がりは革までも又おびの数をかく
十文字にかくることもあり其様はつまとまでも用
ゆべし

空穂よくび入指の手人の空なくハさらしよ
色え摘のとゞめの方に其の面をむくべし條
はきつくつむ時ハかろのこしの紐を切て両端
を重て右の方を上にあしくて色々
敵に空まきし弓の手の胴衣の矢さく征矢一筋
添るべく矢を右に指空穂の緒を左に指陣の人の方
まろく空穂を手前へなさく矢を右に指根の方を
下にあし矢の根の上のくゝりに右の手をそへ出ん矢
をもそらし抜之ね付の緒を左に指とゞめ 右の手のハとゞめを出ん
にあつまりのを悲しきめハ手前にあるべし 其を出んにあし右の手をそへてとくべし
中なり

同持弓手の手の出ん矢を右にとり左の手を添
うけ弓手右に並ちく空穂付を右の手にてへく
矢とり弓左へとゞめを出んへあし並抜露了
なやりて弦立べきなり
同抜露の手の矢ハ右に持空穂ハ左に持矢をち
くる徒にあしへ並ちく抜露中なり但矢の根の
方を人に向べからずきしのへくまさきへむけべし
扨主人の作法の中に時ハ右の矢をとりて右の
手に持根を下にあし作法中て扇矢の根の
方を出んへあしらく渡し作法へきて使者ハ矢分矢
をとりて握る手にあし其の時ハ矢をバその筋へ

きらくなし
そのよ付る札のかけ 木札の大きさ一寸八分横ハ一寸二分上をまるく切目付結縄を結之 木札に
ても紙札にても何がし是をうちなしとかくべし其
又ハ何某 或ハ討たる人の名不書とも云 討ちなし何
某の其名二行に書べし 札付所ハ大ゆびのくびハ
左の髪の髻に結を結付べし首の其ハ右
の髪に付べし入たるハ耳に穴をあけて結を
通し付べし左右ハ人品によるべし
罪の軽重によりて是を捨ぜしく大路を引廻
し獄つなかけ首にさらしおくことあり又性体の其
通にうくること性体を其のうしろよりして一の

あり首板にきくつくるかけ札にかけきくなし
首板の高サ其一つの附ハ板の竪横一尺六寸あり
竪是二本付る立るさは又 以下十六の数あり是を死人の役にとる 是二
本ハおる一本ハ後 後に立是の番 是を二是を人の対へ向るを是ハ此方之 あり
板のうらより表の方へさき釘をおし出して首
の切口をさしてべし其板ふかさ附ハ板のさきハ首
板おもてにさしべし此附の是ハ四本口角にうつべし
是ハ釘にて打之
獄門の札ハ横板あり取を飾せんとせバ口角に柱か
さ本立るさハ人のよむ所とあたり斗成べし文言に
何の罪にて此度獄門となさるゝハ右の札の

取口首にせば横板に並べてくゝり手を業物の上へおとし板なくとも
差文と云は一つにつけるをいふ也
首注文の事如此

天文二年七月六日 甲州於大山表討捕首注文の事

首一 荻河虎之助 朔日弾正忠 猪子兵助討捕之

首一 名字不知 中間 彦六

首一 荒上源五郎虎盛 長尾雅楽丞 益田弾正忠討捕之

此外討捕数不知と斗書て奥に年号月
日を書く

着到とは六方のぐんぜいをせいし集りてきたるに
ぐんりくて名字をあらはし其日記あり出陣のおのおの人
数将あり

感状は大将より戦に手柄ある時下し給ふ状之にて
今度於何方合戦に粉骨之段無比類
弥忠節専神妙なるべく候也

月日 御判

何某殿 何某との

首切る時の切り口を扉机に纏をかけて居さし差害
まづき人をば家にて差べし 家にての家ゆうり
まるくして髪をおろして白毛をそうしてあはせて

うしろを上へなし毛の方（或は毛の方を上へなすこと）毛の方を下へなし
して首を又手地に居て撲切附分白毛をハ右の後
へなしてかなへし首は後なくの首（首は右の耳くまその首の事）を置之
手附ハ猪の付ける方を前に（或はまくしまよせなるにも）よなし毛さきを
後にあし首べし首ハ（或は作へ并に手がまり）へ毛の方を上へなし
かなべし首もく首も首やり出くるれはてうり
もちさる之
人は從切さる時の考の首（或は首より おるに考を出之）首より
後にまきを出まへ立てるにとうしるる打首
まうらしけ二ツ置にて出し次にまをなし打首は
香の物三切 脇き置れとまさくはまを打首ハいとづましも

木目を望（みびきぜんといふ事あり）によりてすゑべしあひきんくひの
侍ハふたつにて打首の木目を横に七（竜の物一切以人に不見之を）
出すべしさて切人に酒をのましめさせてあひきんくひ
の侍さきのごとく思ひ置けるに切るなり
こ絶らざる間にあひきんくひの侍のさへべし銚子
より酒出まちけり切腹人にはてうくしに二度ツヽ二
度まで呈度之あひきんくひの侍是切るまに三度
ツヽ酒を入べし是ハ盃ハ一ツ之銚子の招振切很
人に酒のませる時もおにまはるさとごく所様に至
べしあひきんくひの侍切るにおどろのませける時へ也
のごとくおゝくて肴をさせる之

首に酒のませる時と成役人に酒をのませる時
ハ肴ハ昆布のむすび一切と塩と篠の葉をならび
皆にしてふちなしの折敷にすへ出す より後に
出べし盃二ツかはらけ二献のませる也 銚子ハ木の
なりかはのめし
右のごとくの役式なる故ふちなしの折敷又折敷
の板目ある方を表よりならべ前に置也 出す者の香
の物三切盛なりてんぷの帯ハふなり 又こんぶ一切
盛て組なり 酒を前に二度ツゝ入るなり二献呑なり
思ひ返しに盃づきさするなり 右前のなり塩を肴
にする事 篠の葉一つにて前にあるなり 右也 かまハ

貞丈曰寛正の頃とハあやまりぞ明徳三年ハ楠正元囚人となりて誅せられし也

甚悪事なり 思ひ返しの盃とハ一盃のみてその
盃を下におきて盃にも思ひ返しとて又盃を
人にさゝぐるをいふなり 左様に人にさゝぐる時ハ一盃のみ
て其人にさすべしかやうに返さゞる事ありて其盃
そのまゝさし置へかりそめの事なり 又盃二ツ重て其
るも思むるの也きたりつきをうつむけにおくも悪
き事なり
寛正の比楠南方より囚人にて上洛せし時切腹
せしむる時の役式なりのしく昆布塩の肴にてさ
けのませらり昔の例を引ての役なり首の切
手ハ其時の所司代多賀豊後守なり このちん

一読にじゅんの裏に血たるりとて四角にてみがきる所あるハ此故ありこと此一説用るべからず

のうちうちに大ロをなし利あるにおよびしに我
兵を発すときハいつも物づくりし甲士三百人にて
驚固なりしと云云
首日記を付る時ハ硯の海にて墨をこくすりて
書べし筆をも左へ点すべし囚人の名前ハゝ
ぬ此いろはを墨にて左の文字の一々くちに点す
あり筆を中ほどに点すべし
首のさへ付くさゆう一面んなげにも又碁ばんの
上にもさしおくべし
囚人をさたする事死罪の者ハ白縄三尋四寸にさだん
ずる流罪の者ハ細引にて二尋五寸にさだむる。逸

し凡下の者をバ三尋八寸にさだむるべし
囚人をさだむる縄のとり侍をバ弓の弦或ハ忍のものゝ上
帯あるべし鼻より上に紙をうけ又ハかうぶり
させて顔をこのくさせてまた縛をうちかけて脊縫
をかゝらだしてまた縄をかけとらするべし尋ほど脊
ぬひをかゝるも凡下のものをバさし縄にてさ（馬尻縄之）
だるべし
囚人請取渡の事請取時ハ渡す人の其名をうけとり
ごとく出すべし渡す人の上にもとるゆゑよく
刀またをうけさせてくゝをんなべき事
其つぐ武具をバ陣中にてハ敵の方むけてさとく

為くあり
とるときの説は左より右へ出るは吉なり右より左へ
あげるはいむなりとるときの説は忌ものなりとするあり
勝ときの事歌を退治しては床机にこしをかけ
敵の首を見る時勝栗を右の手にとり左手にて扇を
ひらき持て大将忍ひて忍ひて附三段
めよ法軍勝ときをつくりひらいてまつりとあぐる
なり
軍道にては法の旗の持まくをかぶとの法斬られ、
大将討死あらば其法は法之旗を首黒く法あるべき
いむなり

母衣をうけくる人に乗りつけては家に左のあとの懐
にの表より法の鼻を受けかるるもの中すべきこと
母衣をうけむとしれる上の時はまつ一段の一役母
衣一つのけざる附き人にまんしては左の手 旗の足を
とくといふ其母衣は自由縁の尻見よ
あるまでにしておよぶ
軍陣にて弓を持法方に矢法酒ゆるまで
当をとり甲をおせ祈まで出所前にて弓を
左の手に持たせ法の首より右の手をのぞく
し法主をとり左右とあとへ退き法をうまし
射向の袖を法同にのくるやうに出すべし

旗竿出入の事 出る時ハせみ口をかへすべし入る
時ハ内へなすべし大将の旗ならバ旗ざしの者を
通ることなるゑをとつくべからず儀つくべからず手をバ立ざ
る納く纓むすびかためて通るべし
軍陣ふるく大将に旗目にのくる事旗をむすび持てハ
うつぼ付なかくにまきかくる身のごとく旗目にのけ末
をまきとりよせて弓に結びの首へ左の手を入
て手の首に旗それへまき又それを負ひ旗をとりもち
とる時も尻籠うつぼを付なから旗をゆるめゆけるなり
いくさの時ハ出陣の時も旗の乳にたちかへ尻籠うつぼ
弓をバ左手に条懸旗目へ

纓小旗平治物語にも見へたり
七ツ道具の事 貞丈雑記に曰七ツ道具といふは具足刀太刀矢負弓持ちを立て母衣を七ツ道具とも云或ハ七ツものゝ具又六具ともいふ又云小具足出立とハ白のくゝりをかけ上にさうぐ衣けやう襷にてまをさしの

此出陣の時は具足唐櫃出口の妻戸より出すべし此
旗も同じ
六具といふハ甲のうけ鞭弓ゑびら 但矢をさしたるなり 母衣扇 或團
扇或麾 小旗 小旗とハ小指旗の事なり是こし小旗なり
又家来といふハ籠手すねあて甲籠巻こし当
なり
小具足といふハ鎧をバはなして腹当に籠手を
脛当着るなり
朝敵のそ又は一門のくびなりでハ祈器には入ま
じきなり
旗ざしの物をするなく吉凶を見るは旗なる所

ごわをしく
太刀をはき弁
矢をいれし

より上の形あるハ吉なるべし持ある所より下の形り
あるハ凶事也
弓の形ある吉凶のなぎりより上の形あるハ
吉なるべしなぎりより下の形あるハ凶なるべし
馬のいざみある事厩の内又ハ家んぶして家のねお
よいざみあるハ吉なるべし鐙ま足をうけ家の後いざふ
るの凶事也持附ハ弓を弓手の押まへさそく上
おびを結所をべし同ずるのたるびもさおの事す通し
又ずるの矢ぶるひたるも凶なるべし持附もたるびを〆
結し上おびをもつひ結きそべし又ぞもおよつまづき
あればすゆる上帯を志め結をべし同ずるとなるがも成ん

敵の首を其が
ことさしたる下
列となる人身方
の首とをハ一
頂とふ
大将の陣なるを
すくていへ
身方の首ハ
めくま軍を
いふあり
たとへまくと
いふれむ
るとつくまく
いまそくのて
をバしうねをが
くまんりくと
いふ

手附も上おびを結ひ直すべし此義軍陣よろづ
まさ吉事也（形附同前也）
軍中武者洞の首敵のくびをバ討とる或ハ切とら
とらふ身方をもうれせる事とせる切らせる事は敵の
せるとらふ敵のずるりをバはまけふりとも云身方の
むまがうり武者がうりとも敵の人数をバ追さき
まて追さき足そてとらふ身方の人数をバくり出させ
出そてとも云又敵の人数をバ引あぐるとも身方の
人数をバあぐるといふ敵の首をバ引とるといふ身方の首
はまくりもしといふ敵の旗ハ引立るたをすてとらふ身
方のまくハ立る横とるとも敵の幕ハ引くとも云也

づきとしていふ身方のまくハおしといふあぐるといふ
ひらくといふかへるといひけるときハ敵の方をかへまねらひ
よろくといふ身方の方をバ吉にまねひつよくいふ也ある
んを用ゆべし
陣中にて大将に出状を持てまいる時ハ状を立
て持ハ事あしきなり陣中にてハ何にても水平に持て
る事をいむ也
大将の陣おほくハ草の白みを庭にしく事身をつく
べからず其外をつく事ならず身を膝に組て腰斗
かゞめて居るべし其外陣中にてハ右のごとく
身をつゝしみて頭をさげざる是軍礼なり

たてまつるゝよろひきてハ右のごとくなりぬ
なし

鎧着初の事

男子たしなみて鎧着るにハ吉日をえらびて祝儀を
べし武功名ある人を頼みて鎧親として其人鎧
をきせしむる也其人の武功にあやかるべき為也
鎧着初にハ先ハ八幡宮摩利支天氏神をまつる
次第 洗米 香燈 花瓶のお酒 肴を備へ方角ハ其人
の生まれにつく神おもてをとらざるべし生まれに依てとハ
子の年なればハ子の方丑の年なればハ丑の方也
鎧ハ大將の上にて胴立をして鎧甲右のごとく飾り

座べし南向又ハ東向によろしかるべし其方さはりあら
バ関神の（その日の悪しき方より三ツめの方）方玉女の（その日の吉方九ツめの方）方などに
向べし
襯子赤地の直垂帯しめて後に打烏帽子をかくべし
鎧直垂母衣さし物を外にして床几のまへにのせて鎧
の右の方にさしおくべき也
甲冑のあしらひハ正月の一のざりのごとく脇をうがり座
するの左右に籠手一具口を蝶形に色ミ座ぶんに
むかふべし佐食に盃を載同あしに座べし盃ハ二ツ二の
かはけ之右左に銚子ひさげ蝶形に色座べし
着坐の次第鎧着する人ハ東に向よろひ着せしむる

貞丈曰よろひかまちうち流き又ハくさりあどを着きをふ人の器量によるべし誰も定て着きるにハあらず

附ハ南に向べし又氏神の方又玉女の方又労神の
方にも向べし
よろひ着する附添の人二人にてべし鎧執の役に
つかふまつる也
鎧着する次第ハあの甲冑の前に行て一二の次第の
ごとく又当世具足などハ一に化粧袴（ちそでの下に細きもの）二に烏帽
（ら巻よろひ下ともいふ）三に脛当 四に脛楯 五に襪（鎧下なる）六に上帯 七に
籠手 八に太刀 九に頬当 十に冑 十一に母衣 并指物
なの次第のごとく着すべしよろひ着の人にもうてま
せてかる着也（貞丈曰さし物をさゝば母衣をかくべからず母衣をかくるならばさし物をさすべからず二ツハさらぬ）
かく
なり

ことゝ南と於當を札り又た物との第り又ハ北より下の處をまよ於る處をもあるべき旗の麻札の出陣ちも言よし又をしをうけて當をとるまうのむかぬ所とのことまをるあり

鎧着せることハ麻札袴はを引べしだんの附のごとし出までも唐櫃よくも
こしをうけさせ甫へ向べし張弓を弓杖につき征
矢をある指方の足まて楯子を二ツふませて勝
をとのけさせる之或ハ征矢を指せずして團扇麈扇を
指ちるもよし扨出陣の差組をとるき物よきづく
まかるこ献の祝あるべし此祝よハ相伴あし出陣の
附よも相伴あるき方之二ツめの盃を鎧親へさし
款香く納るあり敵の仕相出陣の附のごとし勁陰
の人鎧をあらしまく勧べし
右の祝儀相済く鎧をぬがせよろひ直垂を着せし牛
差せかざりハ手傳乗て一坐の者へ引渡をなし祝

べし引渡ハ帰陣の附の差組之者取捨ちかり祝と取
べきあり
酒のくせう従食の三ツ盃を鎧親のくちじめて鎧差
の子のまさきく三へ二度呑て鎧親のみより太刀
馬をおくりてもよかくを出さ之又加へて二献の
てよろひ親へさして盃をを後見の人鎧まても呑
納るあり手盃を一のゝ下まて乗へべきあり
二ツめの盃をとりて呑て鎧親へさしこれを子の
又へさきて父のくく後見人の人ほすてもさくる
○三ツめの盃鎧きの子の親呑て子まし子呑く良ろの人へ謡すて
三ツめの盃ハ鎧差の子の親のとこてあまさしまのを

補

て後見の人へ渡してもとを後見の人のごとくよろひ
親へさしよろひ親の手にて納る也
右祝儀終りて具足のかざり物を座前に飾りおく
家の家老侍大將物頭以下役の者まで順て席を
正し嫡侍の者組にて三献ある也
父子の方より鎧おや并後見の人に引出物あるべし
右鎧着初の次第小笠原家の説を載てこれを
考るに古き鎌倉將軍の鎧着初の祝式ハ東鑑にみえ
たり

正月鎧の餅の事

餅をのする謂ハ其ハ饗食のごとくにして大くつ

赤き餅に赤小豆つきまぜる
ハ儀之子細ハ
赤にあり赤
くするハ血の
色にかよふ也

よく拵る也紙を一重つゝ二方へ下げて置也向ふをバ
あけておく也 図末にあるを
丈なる丸餅大小二ツ鏡のごとくよくかさねて中に
盛上にむし餅十枚置也但赤き餅（赤さゝげを交る）五合盛
置べしむし餅並ニ松ハ松を中にて立廻りにむし餅
を重て置べし
松ハ絵図のごとく三重に枝の儘を立て廻りにおくに
熨斗蚫向にこんぶならびに柑子同じく物なとに飾
と要しく見合ある也かゝみの餅の一のきりも同じ
よろひに餅をそなふる事ハ軍神を祭る儀なり
鎧を神体とせらるゝなり

中にも粽大小一束に松を（松をまとめてくゝる）立束ねし粽十但し
赤まり白まり柑子三ツ昆布二ツ紙一束に包中は
立ぎをとり分て結麗串鮑二ツ包めり水引
同じまうし（ちんさま ちのもの）柿三ツうしろ白をてんぷの中にあらえ
栗二ツ柿と同じ飾に（右天文年中の人小笠原民部少輔伝之を授之）
軍神ハ天照太神 經津主神 健雷神 大物主神
（大己貴の神とも云同神之）事代主神 神武天皇 日本武尊 神功皇后
八幡大神之是皆日本之軍神之摩利支天不動明
王十二神将なとの類ハ天竺の神なり仏法にある
事之（此事に記すことを）
ともひの粽祝のこと

正月廿日に必ず祝の粽とも具足の餅ともいひて祝に
ちなへたる粽を祝ふ之小豆の入て調ふることを大なる
あやまりと小豆ハ煮ゑバわれて切るゝ儀とて忌むなり
餅をとりて調て可祝なりかぶとハ矢だすの事とて
いふよりて用ひなりまづ男子のいはひには
小豆ハ用ゆべし（此事に記すことを）
もののふの家には生れしハ軍の庭こそ忠ありけれ
れし あめの下安しとてもこの祝ひを忘れずれとぞ
いましへの人もいへりしぞかし河の源またある
所に生れて今まで治まる世のあなたにこそつり
のとあまりくことのふの名にまうしてあるりせこめん

このせうそくしきれゑによりくけ七巻のふてとあり
まことにそのうつしなりとしるしかきとゞめんとなるなん
ざしいとつゞるまゝあつめてあるなれ

明和六年己丑五月十一日校正　平貞丈書

出陣ノ時肴ノ組様

膳之事　公方家ニハ御四方ニスヱル　平人ハ足付ノ新敷也

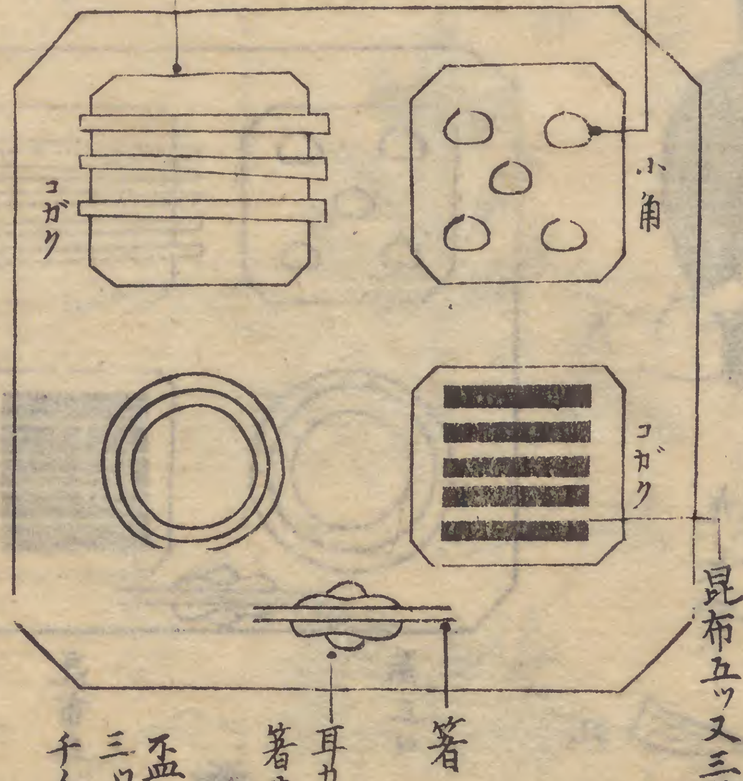

肴組ノ膳ヲスヱルニハ下ニ高ク臺ヲシテ其上ニスヱルヽ如此セザレハ肴トルトキ床机ニコシカケテウツムカザレバトラレヌナリ依之高ク臺ヲシテ其上ニ膳ヲスヱルナリ臺ハ机ノ如ク短ク作ルヘシ作ヤウ法ナシ又常ノ机ニテモハコナトニテモ用ヘシ法ナシ

帰陣之時肴之組様

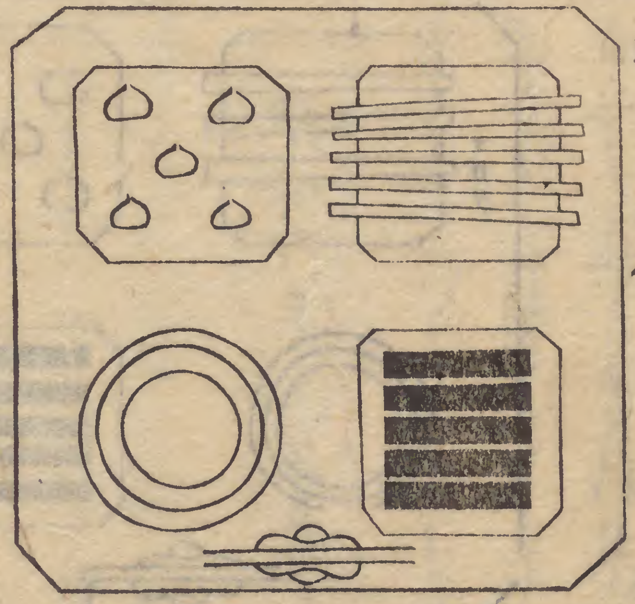

畧儀ニハ如此持タルニテ掛御目事モ有
慶雲院殿御代赤松満祐カ首如此
掛御目

鎧餅飾

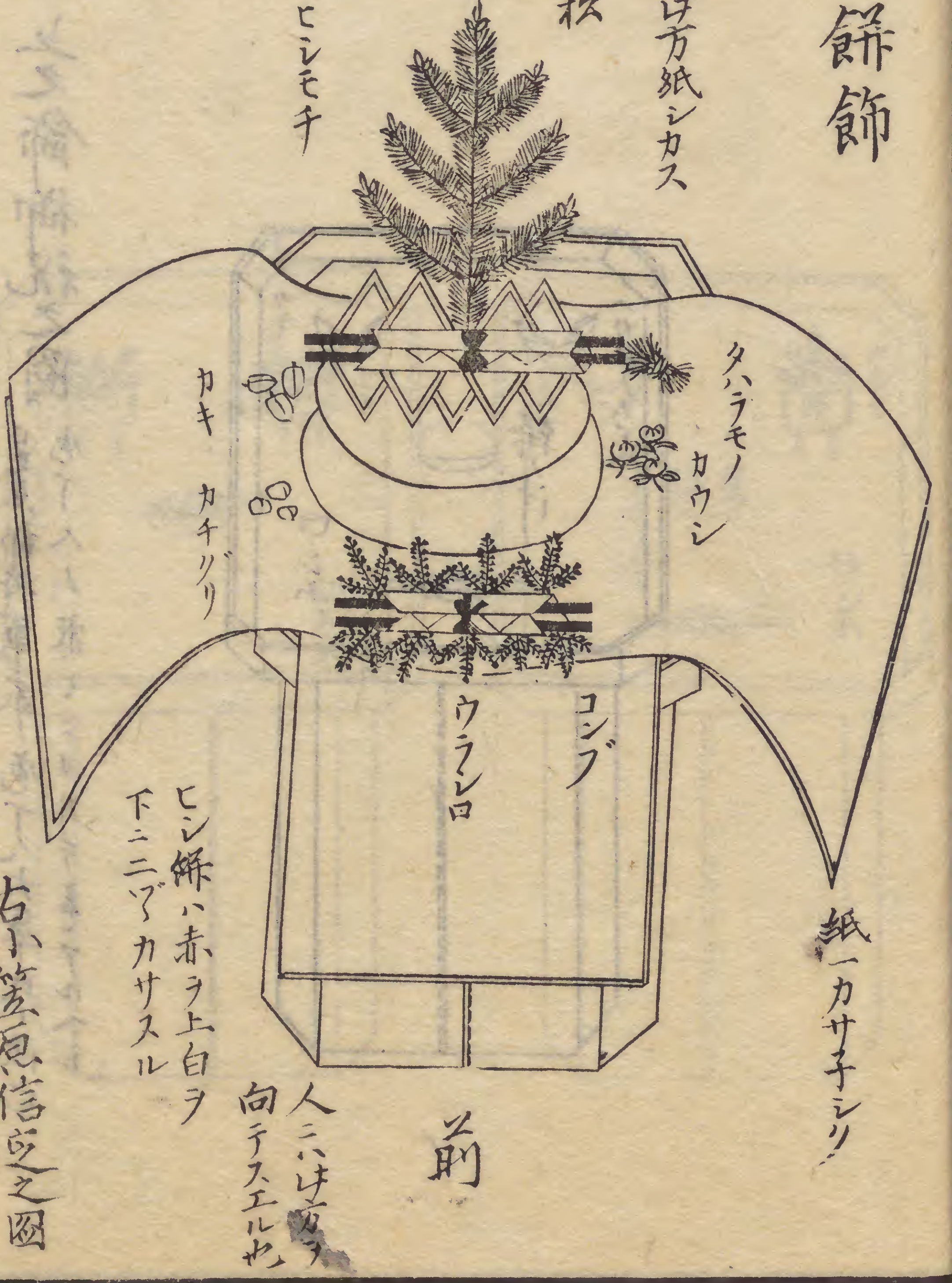

右小笠原信定之図

琢堂蔵

御目見之飾御祝之図

是京都将軍家ノ庖丁人大草氏ノ流也
庖丁人ノ家〻ニヨリテ異ニアルヘシ

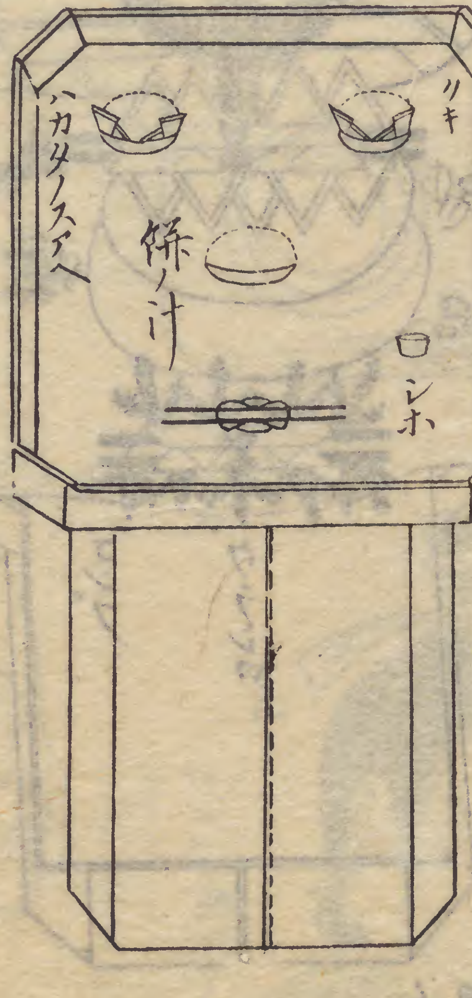

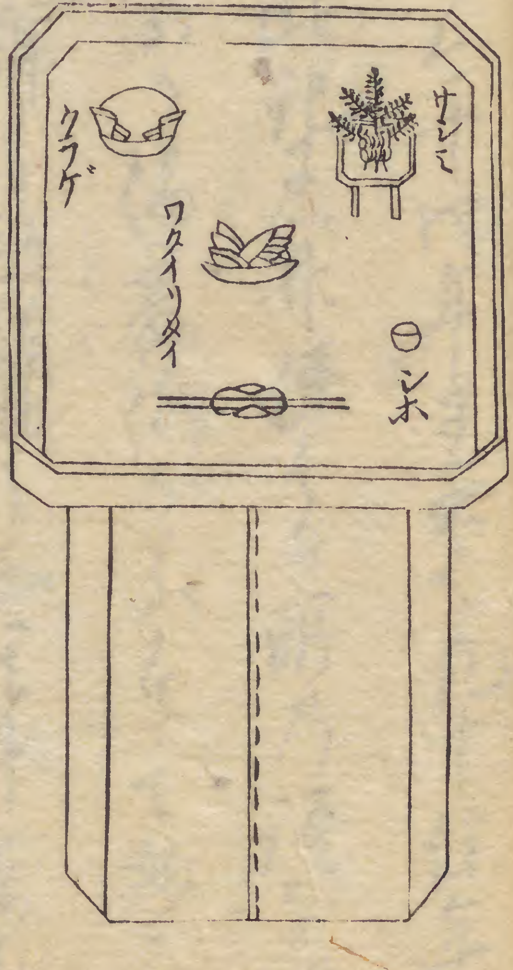

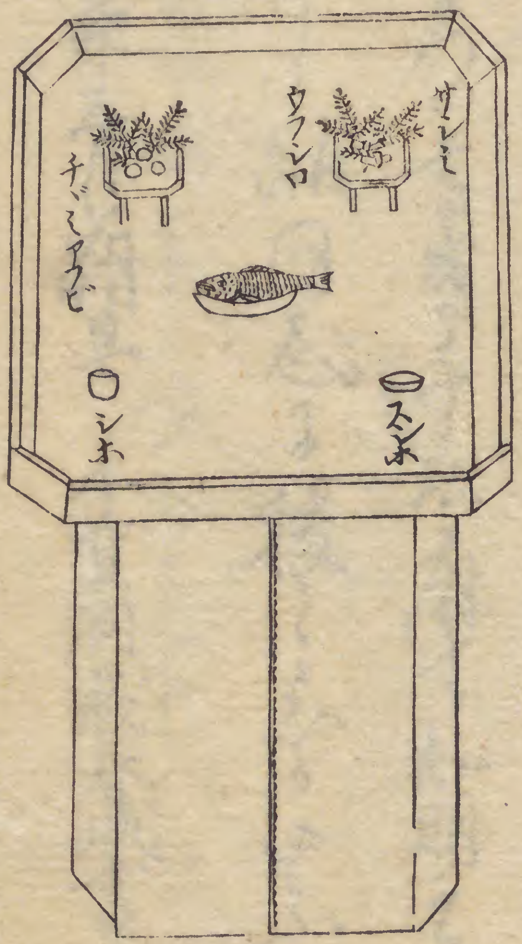

天保五年より十四年まで凡十餘年に至
るまでも毎に此花に寄る所乃語を採摭
して微塵もあまり漏さずなく抄せる
所の花百巻更に類聚抄と云ふ一書を撰ずる事あらまし
さに此花に補ひしるす言葉多き事麻は和朋このみの手
おもむき略なし汲同志に援くるあり
天保十四年癸卯五月朔旦　千賀涧藏春城書

官許天保十四年癸卯五月八日

千賀淵藏藏板

金花堂藏板目錄

源氏忍草 五冊 成島公序

此書ハ源氏物語一部の大意と細字のいろはをやはらげかんたんに耳ちかきやうにかきたるもの源氏を学びあふ人ハかならずまづよみ味ひあふべき書なり

萬葉楢落葉 五冊 正木千幹大人解

此書ハおよそ物かくとする初学のために萬葉集の中しかもめしろく知らしき詞を撰びてまうちしるせしをまちうけくるをしるし

一の巻 天象の部 二の巻 地儀の部

三の巻 神祇釈教人倫生居處の部

四の巻 植物含虫鱗の部 五の巻 着類衣食料物の部

便宜おふまで初学考證ふそなふべき書なり

千鳥之跡 一冊 中臣親満大人著

此書ハ詠草懐紙短冊などのかきやうを古人の真跡を彼是比べ古書ふれよりてよく考へ定められたる書なり

明季遺聞 四冊 清鄒錫山先生著

此書ハ清ノ鄒錫山ノ手輯ニシテ明末李自成ノ乱ヲ倡ヘシ本末ヨリ清ノ閩廣ヲ平定スル事ニイタル國姓爺ノ事實等コノ書ニ詳ナリ

歷代帝王承統譜 折本一冊 紀藩春川先生校閲

此書ハ唐虞以來清ノ道光帝ニ至ルマデスベテ漢土歷代承統ノ主ヲ系譜ニ作テ歷史ヲヨムモノニ便リス

草聖彙辨 八冊 清朱迦陵先生纂辨 皇國永根文峯先生校字

漢土ニテ歷代諸家ノ草法ヲ集メタル書數多アルガ中ニ此編ノ精善ナルニ如ハナシ我朝熙明親王ノ書ヲモ此編ニオサメ出セリ始メニ一畫ヨリ三十畫ニ至ルマデノ檢字アリ此ニ因テ字ヲ索ムベシ第八巻ニ草法母觀ヲ附シタリ草書ヲ学ビ玉フ君子珍セズンバ有ベカラザル書ナリ

日本橋南通四町目 須原屋佐助

国立公文書館
National Archives of Japan

古今選 三冊 本居先生輯 村田並樹大人校

此書は本居大人[illegible]八代集の中より殊にすぐれたる歌を撰びいでて常によみうかべて[illegible]の手本ともなれとものせられたる書なり

類題和歌補闕 六冊 加藤古風大人撰

此の書は世にひろまれる類題和歌集の題の[illegible]にもれたる二千九百余首なるを[illegible]代々の物語家々の集などより広く採りあつめ且題の次第を考へ[illegible]よむ人の[illegible]べきものなり

唐物語 一冊 西行上人作 清水濱臣大人標注

此の書は唐土の古事どもを我国のことばにやはらげてをかしく書なしたり[illegible]西行上人の作なるよしいひ[illegible]文義[illegible]濱臣大人の流なり

草書前赤壁賦 一冊 天民先生書

此書ハ前赤壁賦ヲ詩佛先生ノ書レタルナリ筆法一家ノ風ニシテ激セズ励セズ手本トスベキ書ナリ

小學題辭 一冊 龍澤先生書

此書ハ宋ノ朱文公ノ小学題辞ヲ龍澤先生ノ書レタルナリ筆力怒張唐人ノ風ナリ

瀧本氣霽帖 一冊 猩々翁真跡

此書は朗詠集の詩歌など[illegible]うるはしく書かれたるなり

貫之朝臣書 堤中納言家集

此の書は堤中納言兼輔卿の家集を紀貫之の書かれたる[illegible]古法[illegible]

假字考 二冊 岡田真澄大人著 鵬齋先生漢文序 濱臣大人かな序

此の書は假字の[illegible]古人の書体をもわけられたる[illegible]書なり

新朗詠集 一冊 貞海拾木先生輯 素堂山本先生校

此の書は詩は上文武帝より下明清の比に至るまでの人物を[illegible]撰び出す[illegible]作者の時世[illegible]大書せり

歌仙繪抄 一冊 藤原正臣先生著 喜多武清先生模画

此書ハ作者の系譜及びおのおの[illegible]武清先生の[illegible]

草書千字文 一冊 屋代先生書

此書ハ輪池屋代先生ノ筆法ヲ見ルベキ妙本ナリ

玄對先生画譜 二冊 玄對翁筆

此書ハ人物花鳥ノ類ヲ玄對先生ノ画ヲ習フ人ノ手本ニトカレタルナリソノ奇絶ナル一本書ヲヒラキテ見モノヘン

幼稚画手本 一冊 柳烟堂主人筆

此の書を[illegible]柳烟堂翁の[illegible]なり

西音發微 二冊 柳圃先生遺教 大槻玄幹先生著

此書ハ西洋書翻訳ノ時西洋語ニアタル和音唐音ヲ撰ヒ對註ノ仕様ヲ詳ニサトシ西洋字原考ヲ附シタリ

言元梯 一冊 大石千引先生著

此の書ハ詞の元の義を得て考定めて其徴となる辞言ハ漢書のことく用ゐて微を徴とす ことわりの詞のはしまでも漏さず假名の一切をしらしめんとす 詞のもとを詳にして其凡千言をあけゆかしてほとんど多くの便となるべし

假字便覧 一冊 大野廣城先生輯

此書ハ萬葉集をはじめ古書に假字を用ひたるを證とし假字の雅俗ハいふもさらなり便の違ひ誤りをも詳にして假字遣の便覧となる書なり

古今和歌集新校正 二冊 賀茂翁考正 鈴屋翁再訂

是ハ古今集の善本なり

後撰和歌集 小本二冊

世に流布の本ハ後撰集の刊本大冊のみなり

單騎要略 五冊 村井昌弘先生編輯

此書ハ甲冑ノ著用故實褌襯衣等ノ付ヤウ頭盛ノ緒ノシメヤウ背旗ノサシヤウ等マデオノオノ圖ヲ設ケテ詳ニサトシ手ニ携ル処ノ鎗刀器械ニ至ルマデ其故實ヲ明ラカニシ一騎前ノ要領ヲ盡セリ武家方ニサラナリ有職ヲ学シ玉フ人ハ必坐右ニオクベキ書ナリ村井先生ハ神武迪精武学先入等ノ作者ニシテ其名タカシ

足利家武鑑 一冊 間鐘先生校

この書ハ足利將軍家の武鑑にして其頃の紀綱諸家の系譜などまでくはしく記してあれば考への證となり古書を見る者の助とするに足るべし

弓箭圖式 一冊 栗原先生著

此書ハ先生著ハス処ノ武林法量中弓箭ノ一節タリ武家方カナラズ見玉フヘキ書ナリ

懐宮に役立つ小冊なれども諸先生家の秘事をもとて校正を加へ文解の便利なるべし

元和帝御撰 集外歌仙 一冊 一名 近代歌仙

是ハかけまくもかしこき後水尾の上皇の撰ばせ給ひし集外の歌仙にして三十六歌仙の縁にならひ名ある人の歌を附したり

正誤假字遣 一冊 賀茂末鷹縣主輯

此書ハ古事記日本紀万葉集和名抄などよりつらく詞の假字をいろはに分けて引出す便なるべし

源氏百人一首 一冊 黒澤翁満大人著

此書ハ定家卿の小倉色紙になぞらひ源氏物語の中より百人を撰びおのおの其歌を一首づつ出して児女子のわかり安きやうに注釈を加へられたり 中にハ大部のものなれば此書によりて源氏の大意をさとりぬべし

掌中古刀銘鑑 一冊 臣檀閣輯

此書ハ先ニ銘盡アマタ有トイヘドモ其ト古又カハリ當同前専両作傳ノ次第珍シキ作人其外吉野年号打作人刃文中心鑢廣狭帽子ノ箇條腮煮針目造リノ様子梵字并彫物之次第鑒定爵入札ノ答ヘヨリ致シ鍛冶ノ官名作人位列鍛冶ノ系圖并名寄等ニ至ルマデ委ク辨ジガタキハ圖ヲイダシ疑シキ支ハ載ス奇代ノ珍書ナリ

甲冑圖式 一冊 栗原先生著

此書ハ武林法量二編ニテ甲冑ノ圖ヲツマビラカニス

武器袖鏡 一冊 同著

此書ハアラユル武器ヲ圖式ニアラハシテ且附言ニ兵士ノ支ニ付クハシキ考ヘアサ

武器袖鏡後編 一冊 同著

此書ハ甲半首喉輪ヨリ馬具旗指物

うすやう色目　小本彩色摺　一冊

[illegible]

縣居雜錄補抄　一冊　賀茂真淵大人著　長野美波留大人標註

この書は[illegible]

裁縫早手引　横本　一冊　女中必用

この書は[illegible]

等ニ至リスベテ武器ノ圖式ナリ

武器袖鏡　三編　一冊　同著

此書ハ現在スル古甲冑五十二種ノ威色ヲ彩色圖ニアラハシ甲冑製作ニ便ナラシム

武家用文章　一冊

此書は武家方の文章[illegible]

廣益諸家人名錄　一冊　詩佛　五山　兩先生序

此書は現存の儒家書画家[illegible]

臨時客應接　一冊　未学堂先生祕授

[illegible]

飼養法祕傳抄　一冊

此書は[illegible]

皇和魚譜　二卷　丹洲栗本先生纂

此書卷一ニハ河魚類凡五十一種ノ圖說ヲアゲ卷二ニハ河海通在ノ魚類一十三種ノ圖說ヲアゲタリ海魚ノルイハ近刻ニ出ス魚ルイノ性味良毒ノ辨ジカタク混ジヤスキモノ此書ヲヨミ玉ハヾ分明ナルベシ

穗立手引草　一冊　醉吟居主人編著

此書は先[illegible]

富士根元記　一冊　鈴木頂行先生校

この書は[illegible]

金生樹譜 三冊 長生舎主人編

この書ハ草木種樹の培養の秘法をあげて委しく接木の法なども図をあらはして委しく記し又備前の萬年青の奇品を写してその妙品をしるし草木を愛する人ハ必ず観るべきのみならず書なり

松葉蘭譜 一冊

此書ハ松葉らん愛玩物より富士の雪にいたりすぐれし名葉六十種の図をあらはし好事の慰みとなる書なり

古今名物類聚 全十八冊 不昧公著

此書ハ備家に秘蔵しける漢渡和製の名物茶器香合及び宝物などの図を出し器の寸法をしるし茶事に於て必要の書なり

日光山誌 五冊 植田孟縉編

更科日記 二冊

古今和歌六帖標注 契沖阿闍梨 加茂真淵翁 校本 平田豆流校定 山本明清校注

此書ハ万葉集古今集後撰集につゞきて著はされたる歌集にて古人の秀歌をあつめたるものなれども誤字脱文多く世に流布の本は誤り多し契沖阿闍梨加茂真淵翁の校本を標注として加へ平田豆流山本明清の校注を加へ六帖の歌を分類して本集の歌と異同をしるし集中の歌四千五百十八首なり

産家心得草 二冊 羽佐間先生口訣

此書ハ婦人妊娠ヨリ小児出生無病ニ成長セシムル手当温涼調理飲食好悪宜忌ナトヲ平仮字ニ書シテ心得ヤスカラシム

為己執記 一冊 羽佐間芝瓢先生著

此書ハ医道ハ人ノ為ニスルワザト心得ズ己ガ為ニスルノ仁道也ト心カケルカ肝要タルコヲ辨シタル書ナリ

須磨のめいさし 一冊 中臣親満大人遺文

此書ハ源氏物語の中なる須磨の巻を紀貫之の書きしてあるやうにかきなしたる文のいとうるはしくものゝあはれ人の道の心をしりぬべくよろこばしき書なり

張氏醫通 廿七冊 明張路玉著編

手紙通用 書状獨稽古

言志録 一冊 佐藤一斎先生著

江戸町鑑 二冊

江戸町づくし 一冊

袖珍名鑑 一枚

勧善忠義傳 二冊

此書ハ寛政の頃忠義者と名に聞えし内田氏の事を記し忠義の道をおしへ善悪のむくいを示して世の人の道にさとらしめ上の御褒美を蒙りし者を記せる書なり

画本勲功草前集 五冊 山崎知雄大人輯 喜多武清先生画

此書ハ古今の英雄豪傑の名誉あらはし事蹟を古事記日本紀より今昔物語宇治拾遺物語東鑑太平記等の書に載する所を抜粋し画をくはへてわかりやすく記し一冊ごとに武者の画をのせ画を好む人の為に武者絵の手本ともなるべき書なり、後集ハ近刻仕候

小説土平傳　一冊

俳諧人名録　二冊　東都惟草菴先生輯
此書ハ當世の俳諧家の人名をしるし　おのおのそれに其の發句を出せり

俳諧職業盡　二冊　茶静大人撰　梅令大人校
此書ハ蕪城あまたの職業の事どもを集めて俳諧家の面白きはなしをなして世に現存する諸家の句を撰びて是を合せたり　遊ぶ人の心をなぐさむる書なり

俳諧年表録　一冊　咫尺齋豊山翁著
此書ハ貞徳芭蕉の前後より俳諧の事跡を年をおって記したる書なり

観世織部大夫校正
謡本百二十番　寸珍本薄用　全廿二冊

繪本三國妖婦傳　上編五冊　中編五冊　下編五冊　合十五冊
此書ハ高井蘭山先生の校正にて世に名高き三國の妖婦の傳を記したる書なり

魚猟手引種　一冊

五百崎虫の評判　一冊

俳諧發句題叢　四冊　椿丘太笻翁輯
此書ハ和漢類林抄にならひて近代の作家一千七十二人の發句をあつむ　先哲の名号をかかげたり

古今千五百題發句集　二冊　黒瀬曾見翁校輯
此書ハ古今名人の發句を類題にして其の句々の作者を記し　古人ハ肩に古の字をつけ今人と分てり

芭蕉發句小鏡　一冊　雪中菴蓼太翁述　門人三䌫著

同外　近刻

早引二體節用集大成　全一冊

大寶百人一首紅葉錦　全

桃花百人一首　全

錦百人一首　書後山流彩色入　全

瀧本六句帖　全

同三十六歌仙　全

千蔭先生書

山居帖　全一冊

同新百人一首　全

萬葉新採百首　全

大歌不術歌　全

此書ハ發句家の句を撰みて　すべて俳諧家の心得となるべき事をしるしたる書也

梅室家集　二冊　梅室先生自撰の集なり

梅室大人附句抜萃　二冊　勢南菊町翁編輯す

今人明題集　二冊　双雀庵冰壺翁輯
此書ハ天保の初比より世に出たる作家の秀句を類題にして句案の助となる書也

禾葉俳諧集　五冊　双雀庵禾葉翁の家集也

俳諧發句朗詠集　初編一冊　一名口調亀鑑
此書ハ當世諸家の撰びおのおの同じからざれども百花の中よりおのおの風骨ある句をえらみて諸家の評ある發句をあつめたるなり

俳諧合鏡　懐中本一冊　拙堂芦丸翁撰

同　古今かな序　全

同　往かひ振　全

真艸千字文　全

同　用筆類　大中小　色々

同　御好短冊式紙　色々

商売往来　全一冊

國尽し名所往来　全

艸書千字文　天民先生書　全

猿山庭訓往来　全

万宝古状揃　全

町家流商売往来　かな附　全

実語教童子教　全

抱一先生画譜　一冊　彩色入善本

此書ハむかし今の名だゝる人の句を図柄にしなしけしく商売扱毬などの便としたる書なり

近代名家画帖　二帖

名家画譜　一冊

彫物画手本　二冊

繪本百物語　全五冊

繪本大和錦　近代名人　全三冊

古今名馬圖彙　全三冊

繪本金剛傳　全一冊

繪本武者揃　全二冊

繪本勇士鑑　全二冊

日本政府図書
内閣文庫図書
高知縣士村氏家蔵書

国立公文書館
National Archives of Japan